



創業・第二創業 事業承継

を応援します。

最大補助金額

100 万円

新見市創業・事業承継支援事業補助金

市内での地域産業の振興又は地域課題の解決に資する事業として、雇用が創出、継続又は拡大すると見込まれる創業(第二創業を含む)・事業承継を促進し、市の産業・経済の活性化につなげます。

補助金の対象となる事業は

- ・ 事業を営んでいない個人が、市内で新たに開始する事業(創業)
- ・ 市内で既に営んでいる業種から異なる業種への業態転換や新事業・新分野に進出し、引き続き市内で実施する事業(第二創業)
- ・ 市内で1年以上営んでいる事業を承継し、継続して実施する事業(事業承継)

補助対象となる人は

- ・ 本市の住民、または補助事業を完了する日までに本市の住民になる60歳未満の人
- ・ 市内に事務所または事業所を有する見込み(有する場合を含む。)法人
- ・ 申請には、新見商工会議所又は阿哲商工会の支援を受けた事業計画が必要です。

補助率

補助対象事業の区分		補助率	
		市内	移住※
創業			
事業承継	先代経営者の3親等以内の親族が行う場合	2分の1	3分の2
	上記以外の者が行う場合(従業員・M&A等)	3分の2	
第二創業			

※市内に住所を移し、1年以内の補助事業者が実施する事業

補助対象経費

創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費

店舗等借入費

設備費(店舗・事務所等の改装・改修工事費用は市内施工業者へ発注する部分のみを対象とする。)

原材料費

広報費(自己、自社で行う広報に係る費用に限る。)

在庫処分費(自己、自社所有物に限る。)

処分費(自己所有物に限る。)

原状回復費及び修繕費(借用物に限る。)

委託費



■ 問い合わせ先:新見市 商工観光課 (0867)72-6137

※対象とならない経費の一部

- ・ 店舗、事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
- ・ 火災保険料、地震保険料
- ・ 申請者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費
- ・ 市外の店舗、事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借り入れに伴う仲介手数料
- ・ 第三者に貸す部屋等の賃借料
- ・ 消耗品費
- ・ 不動産の購入費
- ・ 車両の購入費
- ・ 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用(例:パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの)
- ・ 市外の店舗、事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・ 市外に設置又は配備する機械装置、工具、器具、備品の調達費用
- ・ 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないソフトウェアの購入費、ライセンス費用
- ・ 主として販売のための原材料仕入れ、商品仕入れとみなされるもの
- ・ 見本品(試着品・試食品)や展示品であっても、販売する可能性のあるものの製作に係る経費
- ・ 切手の購入費用
- ・ 本補助事業と関係の無い活動に係る広報費(補助事業にのみ係った広報費と限定できないもの)
- ・ 商品在庫を売って対価を得る場合の処分費
- ・ 建築物の解体費
- ・ 消耗品の処分費
- ・ 自己所有物の修繕費
- ・ 返却する際に故障の生じていないもの
- ・ 原状回復の必要が無い、賃貸物件及び設備機器等
- ・ 販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る費用
- ・ 求人広告
- ・ 通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)、光熱水費
- ・ プリペイドカード、商品券等の金券
- ・ 事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・ 団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- ・ 申請者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・ 飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・ 自動車等車両の修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 各種保険料
- ・ 振込手数料、代引き手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造及び開発の外注に係る費用
- ・ 上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・ 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

※補助対象外業種

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 金融業・保険業
- (4) 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - ③ 芸ぎ業
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑤ 興信所
 - ⑥ 集金業、取立業
 - ⑦ 易断所、観相業
 - ⑧ 宗教

